小林製薬株式会社

証券コード：4967

あったらいいなをカタチにする

臨時株主総会
招集ご通知

開催日時 2025年2月19日 (水曜日) 午前10時
(開場午前9時)

開催場所 大阪市北区中之島5丁目3番68号
リーガロイヤルホテル 2階「山楽」

お土産のご用意はございません。

決議事項 【株主提案】
第1号議案 会社法316条2項に定める当社の業務及び財産の状況を調査する者の選任の件
第2号議案 取締役3名選任の件

郵送（書面）またはインターネット等による議決権行使期限
2025年2月18日（火曜日）17:15まで

株　主　各　位

証券コード 4967
（発送日）2025年2月 4日
（電子提供措置の開始日）2025年1月28日

大阪市中央区道修町四丁目4番10号
小林製薬株式会社
代表取締役社長　山根　聡

臨時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。
　さて、当社臨時株主総会を後記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

　本臨時株主総会は、株主様（以下「提案株主様」）からの請求を受けて開催するものであり、上程されている議案はいずれも提案株主様からの提案によるものであります。議案の内容は後記の株主総会参考書類に記載のとおりですが、**当社取締役会は、提案株主様からの提案である第1号議案および第2号議案のいずれに対しても「反対」しております。**当社取締役会の反対意見については、後記の株主総会参考書類15～19頁をご参照ください。

　また、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっておりますので、以下の当社ウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】
https://www.kobayashi.co.jp/ir/report/extra/
（上記ウェブサイトにアクセスいただき、「関連資料」からご確認ください。）

※上記当社ウェブサイトのほか、以下の各ウェブサイトでもご確認いただけます。

【株主総会資料掲載ウェブサイト】
https://d.sokai.jp/4967/24207237/

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show
（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「小林製薬」または「コード」に当社の証券コード「4967」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／ＰＲ情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）

株主様におかれましては、後記の「議決権行使のご案内」をご参照いただき、いずれかの方法により、議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1. 日　　時

2025年2月19日（水曜日）午前10時（開場午前9時）

2. 場　　所

大阪市北区中之島5丁目3番68号
リーガロイヤルホテル 2階「山楽」
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください）

3. 目的事項

決議事項【株主提案】

第1号議案　会社法316条2項に定める当社の業務及び財産の状況を調査する者の選任の件

第2号議案　取締役3名選任の件

以　上

◎本臨時株主総会については、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した本書面を送付しております。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、修正した旨、修正前の事項および修正後の事項をインターネット上の前述の【当社ウェブサイト】【株主総会資料掲載ウェブサイト】【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】に掲載させていただきます。

議決権行使のご案内

当日ご出席の場合



同封の議決権行使書を会場受付へご提出ください。

株主総会開催日時

2025年2月19日（水曜日）午前10時(開場午前9時)

当日ご欠席の場合

＜郵送（書面）による議決権行使の場合＞



同封の議決権行使書に各議案に対する賛否をご記入いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限

2025年2月18日（火曜日）17:15到着分まで

＜インターネット等による議決権行使の場合＞



指定の議決権行使サイトにアクセスしていただき、行使期限までに各議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2025年2月18日（火曜日）17:15入力完了分まで

詳細は次頁をご覧ください

ご注意事項

- 郵送（書面）により議決権行使された場合の議決権行使書において、各議案について賛否の表示をされない場合は、「否」の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- 郵送（書面）とインターネット等により、二重に議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- インターネット等により、複数回数にわたり議決権行使をされた場合は、最終に行われた議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- 議決権の不統一行使をされる場合、株主総会の日の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を当社にご通知ください。
- 決議結果につきましては、書面による決議通知のご送付に代えて、【当社ウェブサイト】に掲載させていただきます。あらかじめご了承くださいますようお願い申しあげます。

インターネット等による議決権行使のご案内

当社指定の
議決権行使サイトにて
各議案に対する賛否を
ご入力ください。

インターネット等による議決権行使期限

2025年2月18日(火曜日)17:15入力完了分まで

※ただし、毎日午前2時半から午前4時半までは取り扱いを休止いたします。

QRコードを読み取る方法

議決権行使書副票に記載のログインID・仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

1 議決権行使書副票(右側)に記載のQRコードを読み取ってください。

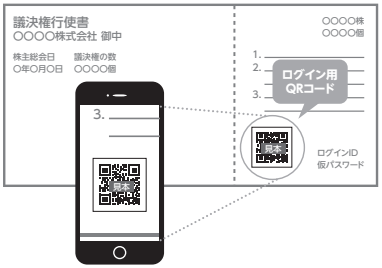

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

詳しくは同封の案内チラシをご覧ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイト　https://evote.tr.mufg.jp/

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」をご入力しクリックしてください。

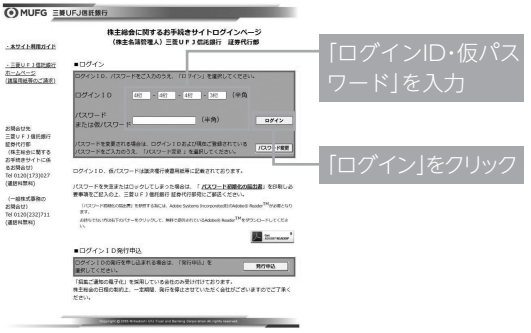

3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部(ヘルプデスク)

0120-173-027

(通話料無料／受付時間 9:00～21:00)

ご注意事項

※議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用(インターネット接続料金、通信料金等)は、株主様のご負担となります。

※インターネットのご利用環境によっては、議決権行使サイトをご利用いただけない場合がございます。

機関投資家の皆様へ：議決権行使の方法として「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

本臨時株主総会では、株主提案（提案株主様から提案された議案）の決議を行います。

第１号議案および第２号議案はいずれも提案株主様からのご提案です。
当社取締役会は株主提案である各議案の全てに「反対」しております。
当社取締役会の反対意見については、株主総会参考書類15～19頁をご参照ください。

議決権行使書の記入例をご案内いたします。

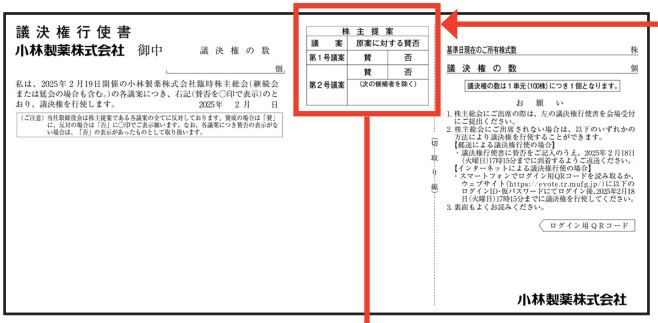

こちらに各議案に対する賛否を記入ください。

当社取締役会意見にご賛同
いただける場合

株　主　提　案		
議案	原案に対する賛否	
第１号議案	賛	否 ○
第２号議案	賛	否 ○
	（次の候補者を除く）	

※当社取締役会意見：15～19頁を参照

株主提案にご賛同
される場合

株　主　提　案		
議案	原案に対する賛否	
第１号議案	賛 ○	否
第２号議案	賛 ○	否
	（次の候補者を除く）	

（株主総会参考書類）

本臨時株主総会の第1号議案および第2号議案は、いずれも株主Oasis Japan Strategic Fund Ltd.様（以下「提案株主様」といいます。）からの提案によるものであります。以下の議案の要領および提案の理由については、議案番号および項番号等の調整ならびに会社注の追記を除き、提案株主様から通知を受けたものを原文のまま記載しております。

当社取締役会は、提案株主様からの提案である第1号議案および第2号議案のいずれに対しても「反対」しております。当社取締役会の反対意見については、15～19頁をご参照ください。

【議案の要領及び提案の理由】

第1号議案及び第2号議案の各議案に共通する提案の理由は以下のとおりである。当社の株式取扱規則上、1議案に関する提案の理由が400字に制限されている点に鑑み、第1号議案及び第2号議案にかかる計4つの提案の理由の合計の字数を1,600字以内に収めている。

招集の理由（※）に記載のとおり、当社は、当社が販売する機能性表示食品「紅麹コレステヘルプ」（以下「本件製品」）の摂取者において、腎疾患等の健康被害を受けたとの報告があったとして、本件製品及び当社が製造する紅麹原料を含む製品の使用中止及び自主回収を公表した（以下、本件製品の服用を原因とする腎障害の発生に関する問題を「本紅麹事件」という。）。本紅麹事件による健康被害は極めて甚大であり、その後の調査により、当社旧大阪工場における一部の製品ロットから本紅麹事件の原因である「プベルル酸」が検出されたことが明らかになっている。

なお、当社が設置した事実検証委員会による2024年7月22日付け調査報告書（以下「本調査報告書」）は、当社において品質管理体制・内部統制システムの欠陥や、食品の安全性に関する意識の著しい欠如があったと指摘している。その上で、「実効的な再発防止策を実施していくためには、小林製薬において、より広い意味での内部統制システム及び品質管理体制の当否に関する調査及び検証が求められ…、社外取締役を中心とする取締役会の監督の下で、小林製薬執行部がこれらの点について真摯な調査及び検証を実施することを期待する」と述べている。

このように、当社に対する消費者の信頼回復のためには、内部統制システム及び品質管理体制の当否に関する全般的な調査及び検証を実施した上で、当該検証結果を踏まえた抜本的な体制改革を実行することが求められている。しかし、当社は、2024年9月17日に再発防止策の策定を公表したものの、その際、事実検証委員会が求める内部統制システム及び品質管理体制の当否に関する全般的な調査・検証を行った事実は伺われない。つまり、事実検証委員会による調査をもって本紅麹事件にかかる原因究明ついては幕引きを図ったものと思われる。

しかし、そもそも事実検証委員会による調査は、調査の迅速性を重視し、調査範囲を限定して実施されたものに過ぎない。また、その調査に際し、本紅麹事件に関して別途当社に対して法的助言を提供している他の法律事務所所属の弁護士らのサポートを受けている点や、調査中に発見事項及び指摘事項を調査対象である社内取締役

らと共有し、あらかじめ討議を経た上で、最終的な報告書がまとめられている点において、調査の独立性や調査結果の客観性に疑義が存在する。

さらに、本紅麹事件の発生及び拡大阻止に既存の社外取締役が何ら力を発揮できていなかった事実や、本紅麹事件の公表後も、死者数の報告に際して創業家一族の強い反対に押し切られ、敢えて過少に報告する等していた事実等の存在を踏まえると、既存の経営陣のみよっては品質管理体制・内部統制システムの抜本的改革を期待することはできない。

したがって、多数の健康被害が引き起こした事実を重く受け止め、当社の信頼を回復するためにも、真に独立性が担保された調査者により本紅麹事件の再調査・検証を行った上で、本紅麹事件の原因分析（当社における全般的な内部統制システム及び品質管理体制の当否の分析を含む）を行う必要がある。また、新たな社外取締役を選任し、執行取締役らに対する監督・牽制機能を発揮してもらう必要もある。かかる目的を達成するために、オアシスは、牛島信氏を調査役に、中村 芳生氏、Richard Dols Young氏及びTomoko Chubachi氏を取締役として推薦する次第である。

（※）会社注：提案株主様の「招集の理由」については、当社の2024年12月2日付プレスリリース「株主による臨時株主総会の招集請求に関するお知らせ」の別紙（臨時株主総会招集請求書）をご参照ください。

1. 第1号議案　会社法316条2項に定める当社の業務及び財産の状況を調査する者の選任の件

議案の要領

(1) 業務及び財産の状況を調査する者

調査の目的事項に記載の事項を調査させるため、牛島信氏を会社法第316条第2項に定める株式会社の業務及び財産の状況を調査する者（以下、「調査者」）に選任する。本議案の成立により調査者の選任は効力を生じ、当社との間で別途契約を締結することを要しない。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	
牛島　信 (1949年9月30日)	1977年 4 月	検事任官
	1979年 4 月	弁護士登録
	1985年 4 月	牛島法律事務所（現　牛島総合法律事務所）開設
	2002年 2 月	一般社団法人日本女子プロゴルフ協会　監事（現任）
	2003年 6 月	株式会社朝日工業社　社外監査役
	2004年 9 月	エイベックス・グループ・ホールディングス株式会社 （現　エイベックス株式会社）社外取締役
	2004年10月	株式会社UFJ銀行（現　株式会社三菱UFJ銀行）業務監視委員会委員

	2006年 8 月	株式会社損害保険ジャパン（現　損害保険ジャパン株式会社）　業務監査・コンプライアンス委員会委員
	2007年 7 月	日本生命保険相互会社　社外取締役（現任）
	2008年 6 月	株式会社新銀行東京（現　株式会社きらぼし銀行）　経営監視委員会委員長
	2010年 5 月	社団法人不動産証券化協会（現　一般社団法人不動産証券化協会）監事（現任）
	2011年 5 月	松竹株式会社　社外監査役
	2013年12月	特定非営利活動法人日本コーポレート・ガバナンス・ネットワーク代表理事・理事長（現任）
	2014年 3 月	株式会社アサツーディ・ケイ（現　株式会社ADKホールディングス）　社外取締役
	2015年 6 月	北越紀州製紙株式会社（現　北越コーポレーション株式会社）社外取締役
	2021年 4 月	一般社団法人東京広島県人会　代表理事・会長（現任）
	2022年 7 月	公益財団法人国際科学振興財団　理事（現任）
	[重要な兼職の状況] 牛島総合法律事務所　代表 日本生命保険（相）社外取締役（指名・報酬諮問委員会委員長） （特非）日本コーポレート・ガバナンス・ネットワーク代表理事・理事長 一般社団法人東京広島県人会　代表理事・会長 一般社団法人日本女子プロゴルフ協会　監事 一般社団法人不動産証券化協会　監事 公益財団法人国際科学振興財団　理事	

※牛島氏は、当社株式を保有していない。

(2) 調査の目的事項

本紅麹事件の原因分析（当社における全般的な内部統制システム及び品質管理体制の当否の分析を含む）、並びに本紅麹事件の対応方法の妥当性の検証

(3) 調査及び報告の方法

① 調査者は、適当と認める外部専門家等の補助者を複数名選任することも可能であり、本件の場合、弁護士の他に、食品衛生管理の分野における学識経験者を併せて補助者に選任することで、食品製造業者における衛生管理として実務上求められる水準に照らした当社における衛生管理の妥当性を専門的な視点を踏まえて検証することができる。

② 調査者は当社からも本臨時株主総会招集請求者である提案株主からも独立して調査を行う。

③ 調査期間は、本臨時株主総会により調査者が選任された日から起算して3か月とする。ただし、調査者が合理的に必要と認める場合には6か月を超えない範囲で延長できる。

④ 調査者は、調査期間末日までに、必要な調査を行ったうえで当該調査の結果を記載した書面（以下「調査報告書」という。）を当社に交付するとともに、その内容を公表する。また、調査者は、調査報告書公表の後に開催される最初の株主総会において調査報告書の内容を報告する。

⑤ 調査者は当社の役職員に対して、調査のため必要と考える書類等の開示、交付等を求め、また調査のため必要と考える事項について報告を求めることができ、当社の役職員はこれを拒否できない。

⑥ 調査者は、当社の役職員その他の者が調査に協力しない場合、調査を拒否若しくは妨害した場合、又は当社の役職員その他の者から調査者若しくは補助者が直接的若しくは間接的に圧力等を受けた場合、これを調査報告書に記載する。

⑦ 調査者は、必要に応じて、当社役職員からのヒアリングを行い、調査対象とする事実の範囲（以下、「調査スコープ」という。）を決定する。

⑧ 調査スコープは、調査者選任の目的を達成するために必要十分なものとする。また、調査者は、その判断により、必要に応じて、調査スコープを拡大、変更等を行うことができ、この場合には、調査報告書でその経緯を説明する。

⑨ 調査者は、当社の企業価値に著しい悪影響を与えることのないよう、当社のコストやリソース配分にも配慮して、調査スコープを設定する。

(4) 報酬

① 当社は、調査者に対して、社会通念上合理的な範囲で、調査に要した費用（調査者及び補助者の報酬を含む）を支給する。調査者及び補助者がその通常の業務に当たってタイムチャージに基づき報酬を請求する場合には、当該タイムチャージに基づいて算定される報酬は社会通念上合理的なものとみなす。

② 調査者の請求に対して、当社が調査に要した費用の全部又は一部の支給を拒否する場合、本臨時株主総会招集請求者である提案株主が、調査者に対して、当該支給を受けられなかった費用を補償する。

(5) 提案の理由

上記共通の提案理由のとおり。

2. 第2号議案　取締役3名選任の件

（1）候補者番号1

ア　議案の要領

中村 芳生（なかむら　よしお）を取締役として選任する。

イ　提案の理由

上記共通の提案理由のとおり。

ウ　候補者の略歴等

中村 芳生（なかむら　よしお）	1966年2月12日生 所有する当社の株式数：0株
■　略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	
1993年４月	検事任官
1997年４月	さいたま地方検察庁特別捜査部検事
1998年６月	法務省から米国ワシントン大学ロースクール研究員として派遣
1999年７月	さいたま地方検察庁特別捜査部検事
2000年４月	最高裁判所司法研修所付検事
2001年４月	法務省刑事局付検事 国税庁国税事務官を兼務
2005年４月	名古屋地方検察庁特別捜査部検事
2007年４月	東京地方検察庁特別捜査部検事
2008年７月	法務省人事課付
2009年７月	法務省刑事局参事官 国税庁国税事務官を兼務
2011年４月	東京地方検察庁特別捜査部検事
2012年４月	東京地方検察庁総務部副部長
2013年４月	内閣官房　内閣参事官
2015年４月	京都地方検察庁　特別刑事部長
2017年７月	法務総合研究所　研究部長（企業不正防止等の研究）
2019年７月	検事　退官
2019年８月	弁護士登録（なお、税理士・弁理士についても登録）
2019年９月	江東病院顧問（現任）
2021年２月	ファームシップ社外監査役（現任）
2022年３月	日興証券（金融商品取引法違反）調査委員会メンバー

2022年 7 月	平塚金属工業社外監査役（現任）
2024年 1 月	早稲田大学ビジネス・ファイナンス研究センター招聘研究員（現任）
2024年 2 月	千代田区入札不正行為に関する再発防止対策有識者会議　委員
	<重要な兼職の状況> 江東病院顧問 ファームシップ社外監査役 平塚金属工業社外監査役 早稲田大学ビジネス・ファイナンス研究センター招聘研究員
（特別利害関係の有無）中村 芳生氏と当社との間に、特別の利害関係はない。	
■　取締役候補者とした理由 中村氏は検事、法務省刑事局付及び同参事官として、長年に亘って様々な大型特捜案件を担当し、内閣官房、法務省及び東京地検に在籍時は、所管する組織の組織体制の見直しに関わり、組織運営に関する知見も深い。検事退官後は、弁護士として様々な企業に対して不祥事にともなう体制再構築や経営等について指導し、複数の不祥事事案における調査委員会や有識者会議の委員も務めた。 当社は、紅麹関連製品による健康被害を発生させ、事実検証委員会の調査報告書によれば、品質管理体制や不祥事における全社的対応体制に重大な不備があり、抜本的な体制整備が不可欠である。中村氏は、検事、弁護士及び教職の立場から、数多の不祥事事件を担当・研究しており、このような不祥事対応と経営に関する同氏の知見と経験は当社の経営に対して有益な助言と監督機能を提供することが期待できる。 以上の理由から、オアシスは、中村氏を取締役候補者とすることを提案する。	

（注）中村 芳生（なかむら　よしお）氏は社外取締役候補者である。

(2) 候補者番号2

ア　議案の要領

Richard Dols Young（リチャード・ドルス・ヤング）を取締役として選任する。

イ　提案の理由

上記共通の提案理由のとおり。

ウ　候補者の略歴等

Richard Dols Young （リチャード・ドルス・ヤング）		1959年8月6日生 所有する当社の株式数：0株
■　略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		
1993年 4 月	藤井郁也法律事務所（東京）　アソシエイト弁護士	
1996年10月	東京海上日動火災保険株式会社（北米本社ロサンゼルス）　北米製造物責任（PL）訴訟管理弁護士	
1999年12月	Bowman and Brooke LLP（本社ミネソタ州）　パートナー弁護士	
2008年 7 月	Johnson Controls, Inc.　グローバル本社（ウィスコンシン州ミルウォーキー）　製品安全・規制コンプライアンス及び訴訟部長	
2013年 8 月	LegalKaizen Advisory　創設者・アドバイザー（現任）	
	<重要な兼職の状況> LegalKaizen Advisory　アドバイザー	
（特別利害関係の有無）Richard Dols Young氏と当社との間に、特別の利害関係はない。		
■　取締役候補者とした理由 ヤング氏は、東京海上にて多数の北米における製造物責任訴訟を担当。製造物責任の弁護を専門とする大手法律事務所でパートナーを務めた。また、大手企業において製品安全・規制コンプライアンス及び訴訟部長を務めた後、体系的な問題解決、リスク軽減、プロセスとギャップ分析、訴訟コスト軽減、訴訟予算管理、過去の教訓を抽出するなどの業務を提供するLegalKaizen Advisoryを設立し、多数の企業において欠陥製品の原因調査・再発防止に関わる。事業会社や保険会社の特別顧問なども務め、数々のセミナーや国際会議でのスピーカーも務める。 調査報告書に記載のとおり、当社は、品質管理体制・内部統制の欠陥を検証し、再発防止策を策定する必要がある。ヤング氏は、多数の組織において約30年に亘って製品安全や製造物責任の実務に携わってきたのであり、同氏の豊富な経験及び知見は、当社が体制整備を図る上で、有益な助言と監督を提供することが期待できる。		

（注）Richard Dols Young（リチャード・ドルス・ヤング）氏は社外取締役候補者である。

(3) 候補者番号3

ア　議案の要領

Tomoko Chubachi（トモコ・チュウバチ）を取締役として選任する。

イ　提案の理由

上記共通の提案理由のとおり。

ウ　候補者の略歴等

Tomoko Chubachi（トモコ・チュウバチ）	1964年11月25日生 所有する当社の株式数：0株
■　略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	
1991年５月	大阪大学医学部皮膚科入局、皮膚科臨床研修
1995年７月	ボストン大学（米国）　博士研究員
1998年10月	大阪厚生年金病院皮膚科専門医
1999年11月	アルバータ大学（カナダ）　研究員
2002年５月	Pfizer Inc.（日本法人）　ジャパンディベロップメントチームリーダー
2006年10月	Pfizer Inc.（米国本社）　シニアディレクター・グローバルクリニカルリーダー
2011年８月	Eli Lilly and Company（米国本社）　シニアメディカルアドバイザー
2014年３月	GSK plc（米国法人）　シニアメディカルディレクター
2017年９月	Novan, Inc（現　Pelthos Therapeutics）　ヴァイスプレジデント
2020年９月	大阪大学　非常勤講師（現任）
2021年３月	Novan, Inc（現　Pelthos Therapeutics）　シニアヴァイスプレジデント
2022年２月	同　チーフメディカルオフィサー
2024年４月	TMC Clinical Development Consulting, Inc.　プレジデント（現任）
	<重要な兼職の状況> TMC Clinical Development Consulting, Inc.　プレジデント 一般社団法人　医薬品開発能力促進機構　設立理事 大阪大学非常勤講師
（特別利害関係の有無）Chubachi氏と当社との間に、特別の利害関係はない。	
■　取締役候補者とした理由 チュウバチ氏は、医師として、また、多数の世界的製薬会社における新薬臨床開発・上市、当局対応・交渉、危機管理、社内および提携先ガバナンスに携わり、薬品に関して医療現場・製薬企業・当局折衝のいずれの視点も有する。加えて、MBAも取得しており、製薬・医薬の専門知識を経営の中でどのように活かすかという視点も有する。 チュウバチ氏の20年以上に亘って培った製薬事業の経験・知見は、食品・薬品製造企業として最も重要と言える品質管理体制・コンプライアンスの不備の発見と是正、当局報告及び情報開示の方針を確立する上	

で特に役立てられると思われ、さらに、臨床医としての経験から問題発覚後の初動対応に係る体制整備においても極めて有益な助言と監督を提供できるものと期待できる。 以上の理由から、オアシスは、チュウバチ氏を取締役候補者とすることを提案する。

（注）Tomoko Chubachi（トモコ・チュウバチ）氏は社外取締役候補者である。

以上

（当社取締役会意見）

当社取締役会は、株主提案である第1号議案及び第2号議案のいずれについても「反対」であり、株主の皆様に反対の議決権行使を推奨いたします。

【取締役会の反対意見の要旨】

第1号議案は、既に多角的かつ複層的な調査が行われてきた事項を再度調査するために、牛島信氏を会社法316条2項の調査者に選任することを求めるものです。第1号議案に基づく調査（以下「本調査」といいます。）については、必要性がないことに加え、当社の業務に著しい支障を生じさせ、信頼回復や再発防止・経営改善を進める当社の取組みを停滞させることから、当社取締役会は、第1号議案に反対いたします。

また、第2号議案は、取締役3名の追加選任を求めるものです。当社の今後の取締役会の在り方は、2025年3月開催予定の定時株主総会において、取締役候補者の全体像が見える形で株主の皆様にご判断いただく予定であり、本臨時株主総会において招集請求を行い株主提案を行う株主（以下「本提案株主」といいます。）が提案する3名（以下「株主提案候補者3名」といいます。）を選任することは適切ではないことから、当社取締役会は、第2号議案についても反対いたします。

【取締役会の反対意見の理由】

当社の紅麹関連製品の一部に想定していない成分が含まれていた件（以下「本件問題」といいます。）に関しては、既に、事実検証委員会による調査、当社の監査役による取締役の職務執行に関する調査、加えて行政当局等による調査が実施され、多角的かつ複層的な調査が進められており、当社は、その結果も踏まえ、再発防止等の各種取組みを進めております。このような中で、さらに別の第三者により重複する調査を実施することを目的として、特定の株主が推挙する調査者を選任することは、当社の業務に著しい支障を生じさせ、被害者の皆様への補償や、信頼回復、再発防止及び経営改善の取組みを停滞させるものとなり、また、本臨時株主総会において株主提案候補者3名を選任することは適切ではなく、第1号議案及び第2号議案はいずれも、当社の企業価値向上を妨げるものとなります。以下、詳述いたします。

(1) 事実検証委員会により、適切に調査・検証が実施されていること

当社取締役会は、2024年3月22日に本件問題について公表し、その後、2024年4月26日付当社プレスリリース「紅麹関連製品をめぐる当社対応の検証について」にてお知らせしましたとおり、同日、本件問

題における一連の当社対応につき、(a)株主総会において選任され、株主からの負託を受けた取締役会が主導的に調査し、事後的検証を行うこと、(b)他方で、取締役会による事後的検証に独立性と客観性を確保すべく、業務執行取締役3名（当時）はいずれも特別利害関係があるとみなし、当該3名は本件問題の事後的な検証においては審議・決議に加わらず、残りの社外取締役4名のみで調査・検証を進める体制とすること、(c)取締役会が実効的に調査・検証を行うことができるよう、取締役会にて独自の法務アドバイザーを選任することを決定しました。

その上で、当社取締役会は、一連の対応に関する事後的な検証の土台となる、①症例報告後の事実経過の調査と②内部統制システム・品質管理体制の精査について、独立性・客観性・実効性のある調査・検証を行うべく、法曹三者出身の専門家からなる事実検証委員会（委員長：貝阿彌誠弁護士（元東京地方裁判所所長・東京高等裁判所部総括判事）、委員：北田幹直弁護士（元大阪高等検察庁検事長））、委員：西垣建剛弁護士）を設置しました。

2024年7月23日付で開示しておりますとおり、事実検証委員会の調査は、当社が起用した外部弁護士による事実確認結果等についても、独立した立場から批判的かつ客観的に検証を行った上で実施されております。また、同委員会は、本件問題に係る当社取締役会の認識についても聴取しておりますが、調査の独立性は何ら影響を受けておりません。

(2) 事実検証委員会の調査報告書を受け、再発防止や各種の改革に取り組んでいること

2024年7月23日付当社プレスリリース「事実検証委員会の調査報告を踏まえた取締役会の総括について」にてお知らせしましたとおり、事実検証委員会は、2024年7月22日付で当社取締役会に調査報告書（以下「本調査報告書」といいます。）を提出しております。本調査報告書では、最初の症例報告から本件問題の公表に至るまでの具体的な事実経過のほか、本件問題の公表まで2か月強を要した原因や、内部統制システム・品質管理体制に関する指摘事項等も記載されております。

当社取締役会は、事実検証委員会の調査に関して、上記(1)のとおり、社外取締役4名にて調査・検証を進める体制とし、独自の法務アドバイザーを選任し、その助言を得て検討を行い、2024年7月23日、本調査報告書を踏まえて総括を行うとともに、経営責任を明確にするため、小林章浩氏の代表取締役の異動を決定するとともに、小林一雅氏の取締役辞任に至っております。その後、取締役・監査役・執行役員による報酬の自主返上や辞退等が順次行われました。

また、当社取締役会は、2024年7月23日、本調査報告書を踏まえ、本件問題に関して、(a) 被害者の方々への謝罪と補償、(b) 品質安全確認と再発防止、(c) コーポレートガバナンスの抜本的改革、(d) 企業理念、企業風土の見直し、(e) 従業員との対話、及び(f) 法規制への適合性確認について取組みを進めていくことを決定しました。その上で、2024年9月17日、①品質・安全に関する意識改革と体制強化、②コ

ーポレート・ガバナンスの抜本的改革、③全員が一丸となって創り直す新小林製薬を3本の柱とする再発防止策を策定・公表しております（2024年9月17日付当社プレスリリース「再発防止策の策定に関するお知らせ」ご参照）。さらに、2024年12月2日、再発防止策の実行に向けた人事異動及び組織変更（お客様訪問部の新設、信頼性保証本部の品質安全保証本部への改組、品質管理統括部の新設、事業部制の廃止など）を公表しております（2024年12月2日付当社プレスリリース「人事異動と組織変更のお知らせ」ご参照）。

当社は、コーポレート・ガバナンスの抜本的改革を更に前進させるべく、取締役会の構成について見直しを行う予定であり、新たな取締役会の構成の在り方を前提に、2025年3月開催予定の定時株主総会に取締役選任議案を付議する予定であります（下記(6)ご参照）。

以上のとおり、本件問題に関しては、社外取締役4名が主導し、独立性及び客観性を有する事実検証委員会による事実調査結果を得て、適切に調査・検証が実施されており、その結果も踏まえ、当社は、再発防止策を公表し、その内容を具体化するとともに、各種取組みを進めている途上にあります。当社取締役会としては、今後も改革を停滞なく進めていくことが、当社の信頼回復にとって必要不可欠であると考えております。

(3)当社の監査役においても、独立した外部弁護士を活用して法令上の権限に基づき調査を実施し、取締役に善管注意義務違反を含む法令違反は認められないと判断していること

当社の監査役は、本件問題の発生以降、取締役の職務執行を独立した立場から監査する監査役としての監査の一環として、法令上の権限に基づき、取締役の職務執行に関して調査を実施して参りました。また、2024年11月22日、本提案株主より、当社の取締役7名（退任した元取締役1名を含みます。）を対象として、本件問題に関する損害の賠償を求める責任追及の訴えを提起するよう請求（以下「本提訴請求」といいます。）を受けたことから、当社の監査役は、当該取締役に対する訴えを提起するか否かを検討する一環としても調査を実施して参りました。

具体的には、2025年1月21日付当社プレスリリース「株主からの提訴請求への対応について」にてお知らせしましたとおり、当社の監査役は、2024年5月から、独自に、当社から独立した外部弁護士2名（荒井勉弁護士〔田辺総合法律事務所特別パートナー、元・福岡高等裁判所長官〕、三森仁弁護士〔あさひ法律事務所パートナー〕）に監査役に対する法的助言を委嘱し、本提訴請求の前後を通じて、当社が最初の症例報告を受けてから本件問題の公表に至るまでの当社の対応、品質管理を含めた内部統制システムの構築・運用、本件問題の公表後の対応等に関して、取締役の職務執行の適法性の観点から、当社役職員へのヒアリング、関係資料の調査、紅麹製造設備の現地確認等を含む調査を実施しました。

その結果、当社の監査役は、監査役4名全員一致の意見として、本提訴請求に関しては、対象となる当

社取締役7名全員について、取締役としての善管注意義務違反を含む法令違反は認められないとして、取締役に対する責任追及の訴えを提起しないと判断しております。

また、当社監査役は、2024年12月期に係る監査報告の作成途上にあり、2025年3月開催予定の定時株主総会においては、2024年12月期全般における取締役の職務執行に係る監査結果が報告される予定であります。

(4) 厚生労働省や大阪市といった行政当局等による調査も進められてきたこと

本件問題に関しては、これまで、厚生労働省及び大阪市といった監督権限を持った行政当局等による調査が進められており、当社としても、これらの調査に全面的に協力をして参りました。

当社は被調査者の立場にあるため、行政当局等による了解なく、その内容を詳らかにすることはできませんが、2024年3月22日の本件問題の公表直後に製品回収を命じる行政処分を受け、2024年3月30日以降行政当局等による複数回の立ち入り検査を受けるなどしており、かつ、これらの行政当局等による資料・データの提出指示等に全面的に協力して参りました。当社は、今後も、こうした行政当局等による調査に協力するとともに、その指示、指導等に対して誠意をもって対応する予定です。

また、行政当局等はこうした調査の結果を公表してきており、今後も、2025年3月頃に大阪市が取りまとめることとされている調査結果を含め、行政当局等の判断により随時公表されていくことが想定されます。

このように、本件問題については、行政当局等によっても各種調査がなされ、その結果が公表されており、当社は、これらの行政当局等の調査結果も踏まえ、上記(2)のとおり、品質管理体制の改善及び向上を含む再発防止の取組みを進める予定であります。

(5)本提案株主が提案する調査を実施する場合、当社の業務に著しい支障を生じさせ、信頼回復や経営改善等の取組みを停滞させるものとなること

本提案株主が提案する本調査は、上記(1)から(4)に記載のとおり、既に実施された又は現在も進行中の調査及びこれらを受けた取組みと重複しており、仮に、調査者による調査を行う場合には、当社役職員に不必要に過度な負担を強いるとともに、当社役職員のエンゲージメントの低下や社内外の混乱を招くものであります。

当社は、これまでに実施された調査を踏まえた再発防止策の策定及びその具体的な実行の推進等、改革を迅速に進めているところであり、再度の調査をこれから開始することはむしろ、当社が迅速に改革を進めるにあたっての支障となる懸念すらあります。

また、株主提案である第1号議案は、「調査及び報告の方法」に関して、「調査者は…本臨時株主総会

招集請求者である提案株主からも独立して調査を行う」と定めるものの、調査者候補者となっている牛島信氏は、複数の裁判で本提案株主の代理人弁護士を務めているなど本提案株主との利害関係を有し、独立性に問題があり、当社取締役会としては、当社の企業価値及び株主共同の利益に資する調査がなされるか否かに関しても疑義があるものと考えております。

当社取締役会は、下記(6)に述べる取締役会構成の変更を経て、新たな経営体制の下で、信頼回復に向けて再発防止策の具体化・実行等の取組みを進めることこそが、当社に課せられた使命であると考えており、当社の業務に著しい支障を生じさせ、信頼回復や経営改善等の取組みも停滞させることが見込まれる調査者の選任は不要であるものと判断しております。

(6) 当社は2025年3月開催予定の定時株主総会に新たな取締役会構成を提案する予定であること

当社は、再発防止策の主要課題として「コーポレート・ガバナンスの抜本的改革」を掲げており、その中で、当社の企業価値向上に資する取締役会のあるべき姿について、人事指名委員会及び取締役会にて再検証を行い、取締役会の構成について見直しを検討してきました。当社としては、当社が置かれた経営環境や各種事業の業績その他の状況、本件問題に係る再発防止の進捗等も踏まえ、取締役会のスキルセットや取締役会全体の規模も含めて取締役会の在り方を再定義していく必要があると考えております。そして、このような新たな取締役会構成の在り方を前提に、2025年2月開催予定の取締役会において取締役選任議案の内容を確定し、2025年3月開催予定の定時株主総会に当該議案を付議する予定であります。

このように、当社取締役会としては、当社の今後の取締役会の在り方は、2025年3月開催予定の定時株主総会において、取締役候補者の全体像が見える形で株主の皆様にご判断いただくべきであり、定時株主総会の直前に別途招集請求がなされた本臨時株主総会において株主提案候補者3名を選任することは適切ではないと考えております。

なお、当社は、2025年1月21日付当社プレスリリース「代表取締役及び取締役の異動に関するお知らせ」にてお知らせしておりますとおり、本臨時株主総会の招集を決定するに際し、2025年3月開催予定の定時株主総会に付議する取締役選任議案の候補者9名を内定しており、更に、医療・医薬分野について経験や知見を有する候補者について調整しております。当社人事指名委員会の構成員である社外取締役においては、株主提案候補者3名ともそれぞれ面談を実施いたしましたが、面談内容を慎重に評価しても、本臨時株主総会において株主提案候補者3名を選任すべき理由は見い出せておりません。

以上のとおり、当社取締役会としては、調査者選任を求める第1号議案のみならず、取締役3名の追加選任を求める第2号議案に関しても反対いたします。

以上

株主総会会場ご案内図

会　　場：大阪市北区中之島5丁目3番68号
リーガロイヤルホテル 2階「山楽」
電話番号：(06)6448－1121

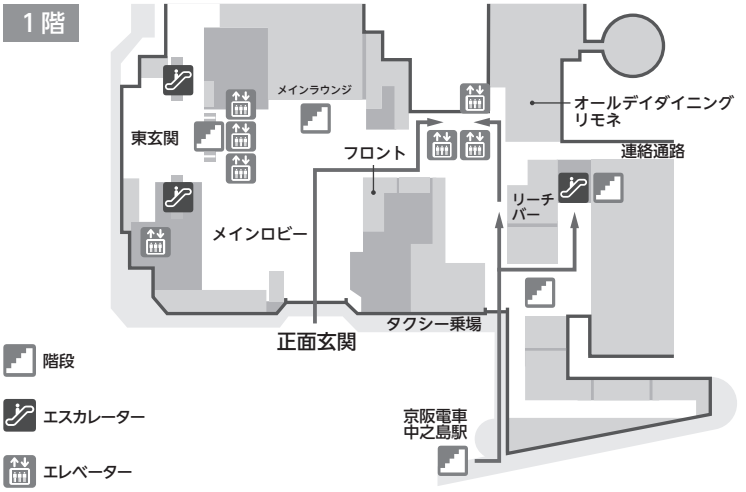

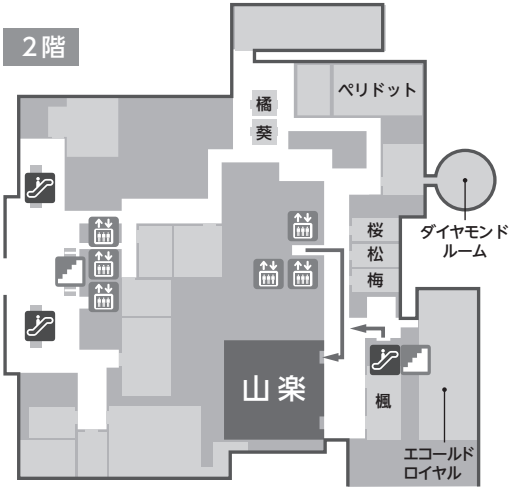

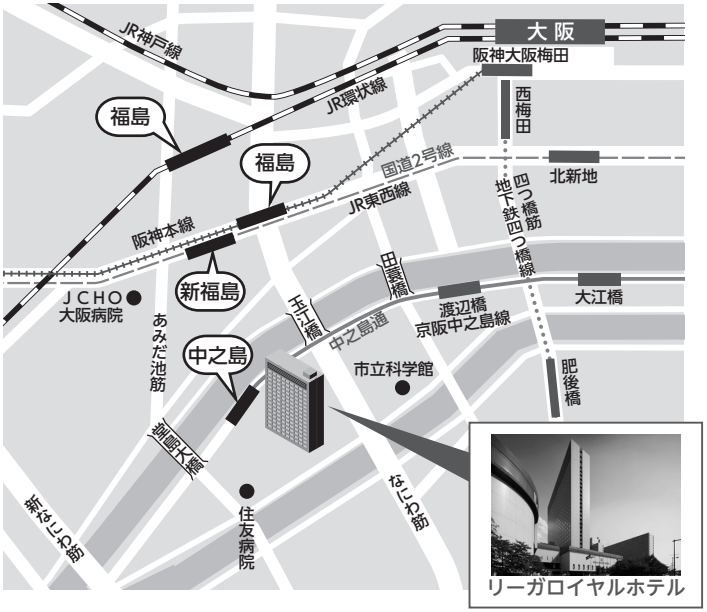

交通

京阪電車　中之島線
中之島駅 3番出口 直結

阪神電車　阪神本線
福島駅 西3番出口より 徒歩約8分

JR　環状線
福島駅より 徒歩約15分
東西線
新福島駅 2番出口より 徒歩約8分

小林製薬株式会社

UD FONT
見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

VEGETABLE OIL INK

FSC
ミックス
紙｜責任ある森林管理を支えています
FSC® C013080